

令和5年2月20日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく2件の住民監査請求（内容は同一。以下「本件各請求」という。）について、以下の理由により却下する。

なお、監査委員山添洋司は、法第199条の2の規定により除斥となった。

京都市監査委員 西村 義直

同 安井 勉

同 河原林 温朗

1 本件各請求の内容について

本件各請求の請求人らは、市庁舎整備について、同整備完了後も引き続き民間ビルの賃借料を支払う必要があるのは、京都市が、平成24年から既に示されていた区役所事務の集約化の方針や、その後の税務事務及び衛生課業務の集約化に関する具体的な検討を考慮しないまま、集約化検討以後の平成29年（本庁舎及び西庁舎）及び令和3年（北庁舎）に同整備に係る工事請負契約の締結及びそれに基づく工事請負代金の支払（以下「本件財務会計行為」という。）を進めたためであるとしている。

請求人らは、具体的な違反条項として、地方自治法第232条（経費の支弁等）並びに地方財政法第3条（予算の編成）、第4条（予算の執行等）及び第8条（財産の管理及び運用）に違反すると主張している。

2 請求の対象とされた行為の違法性又は不当性について

住民監査請求をするに当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当であるとする理由を具体的に示す必要がある。

(1) 地方財政法第3条（予算の編成）に違反するとの主張について

地方財政法第3条は、地方公共団体の財政運営の中核となる予算について、その編成に際しての基本原則を定めたものである。

この点、請求人らは、単に市庁舎整備に係る工事請負契約の締結に当たり区役所事務の本庁舎への集約化を踏まえて計画を見直さなかった事実を指摘するのみで、そのことがなぜ同条違反に当たるのかを示していない。

(2) 地方財政法第4条（予算の執行等）及び第8条（財産の管理及び運用）に違反するとの主張について

地方財政法第4条及び第8条は、地方公共団体の財政運営の中核となる予算の執行、又は財産の管理及び運用についての基本的指針を定めたものであり、これらに適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、その判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきであるとされている（以上につき、平成17年7月27日大阪高等裁判所判決参照）。

請求人らは、市庁舎整備に係る工事請負契約の締結に当たり区役所事務の本庁舎への集約化を踏まえて計画を見直さなかった旨を主張するが、その点が「長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合」に当たるのかを示していない。

(3) 地方自治法第232条（経費の支弁等）に違反するとの主張について

地方自治法第232条は、普通地方公共団体がその処理する事務に要する経費の支弁義務（同条第1項）と、法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合の国のとるべき財源の措置（同条第2項）について規定したものである（松本英昭「逐条地方自治法 第9次改訂版」868頁）。

この点、本件における工事請負代金の支払（未払のものも含む。）は、上記(2)のとおり市長の広範な裁量の下に締結した工事請負契約に基づくものであり、同条第1項に何ら違反するものではなく、第2項に至っては全く関係がない。

(4) よって、本件においては、本件財務会計行為の違法・不当事由が具体的に示されているとは言えない。

3 請求の対象とされた行為の結果としての損害の発生又はそのおそれについて

一般に、法第242条の規定に基づく住民監査請求は、監査の実施によって普通地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。そのため、財務会計上の行為等の結果、京都市に財産的損害が生じないものは、請求の対象になり得ず、請求書には、京都市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要がある。

(1) この点、まず、請求書には本件財務会計行為の結果としての損害についての具体的

な記載がない。

- (2) また、上記2のとおり、本件財務会計行為の違法・不当事由が具体的に示されているとは言えないため、請求人らの主張する違法・不当事由から補填すべき損害の範囲を合理的に解釈することもできない。

仮に、請求人らの主張する本件財務会計行為の結果としての損害が、請求人らが違法・不当であると主張する工事請負契約に基づいて支出した、又は支出する予定の請負代金の全額であるとする、京都市において仕事の目的物（本庁舎及び新西庁舎並びに新北庁舎）の引渡しを受け、又は受ける予定であるにもかかわらず、工事請負代金の全額の損害賠償を市長に求めるのは明らかに過大であり、不当であると言わざるを得ない。

- (3) よって、請求人らは、京都市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示していないに等しいと評価せざるを得ない。

- 4 上記1～3より、本件各請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

【参照】関係法令の内容

1 地方自治法（抄）

第232条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

- 2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

2 地方財政法（抄）

（予算の編成）

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

- 2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。